

茨城県生活環境の保全等に関する条例新旧対照表 (深夜騒音規制関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第 112 条 この節において「飲食店営業等」とは、飲食店営業その他の営業で規則で定めるものをいう。</p> <p>(深夜騒音規制基準)</p> <p>第 113 条 深夜騒音規制基準は、飲食店営業等を営むことにより深夜(午後 11 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下この節において同じ。)に発生する騒音の飲食店営業等を営む場所の敷地の境界線における大きさについて、規則で定める。</p> <p>2 前項の深夜騒音規制基準は、深夜において騒音の防止を図る必要がある区域の区分ごとに定める。</p> <p>(深夜騒音規制基準の遵守義務)</p> <p>第 114 条 飲食店営業等を営む者は、当該飲食店営業等に係る深夜騒音規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(音響機器の使用の制限)</p> <p>第 115 条 飲食店営業等を営む者は、深夜における騒音の防止を特に図る必要がある区域として規則で定める区域内においては、その周辺の静穏を害さないものとして音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、深夜においては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。</p> <p>(改善勧告等及び改善命令等)</p> <p>第 116 条 知事は、飲食店営業等を営むことにより深夜に発生する騒音が深夜騒音規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境が損なわれて</p>	<p>(定義)</p> <p>第 112 条 この節において「飲食店営業等」とは、飲食店営業その他の営業で規則で定めるものをいう。</p> <p>(深夜騒音規制基準)</p> <p>第 113 条 深夜騒音規制基準は、飲食店営業等を営むことにより深夜(午後 11 時から翌日の午前 6 時までをいう。以下この節において同じ。)に発生する騒音の飲食店営業等を営む場所の敷地の境界線における大きさについて、規則で定める。</p> <p>2 前項の深夜騒音規制基準は、深夜において騒音の防止を図る必要がある区域の区分ごとに定める。</p> <p>(深夜騒音規制基準の遵守義務)</p> <p>第 114 条 飲食店営業等を営む者は、当該飲食店営業等に係る深夜騒音規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>(音響機器の使用の制限)</p> <p>第 115 条 飲食店営業等を営む者は、深夜における騒音の防止を特に図る必要がある区域として規則で定める区域内においては、その周辺の静穏を害さないものとして音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、深夜においては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。</p> <p>(改善勧告及び改善命令等)</p> <p>第 116 条 知事は、飲食店営業等を営むことにより深夜に発生する騒音が深夜騒音規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境が損なわれて</p>

いと認めるときは、飲食店営業等を営む者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法若しくは当該飲食店営業等に係る施設の改善又は当該施設の使用の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、飲食店営業等を営む者が、前条の規定に違反して深夜に音響機器を使用し、又は使用させることにより、その周辺の静穏が害されていると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その周辺の静穏を害さないものとして音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講ずること及び当該音響機器を使用せず、又は使用させないことを勧告することができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法若しくは当該飲食店営業等に係る施設の改善又は当該施設の使用の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その周辺の静穏を害さないものとして音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講ずること及び当該音響機器を使用せず、又は使用させないことを命ずることができる。

(改善等の措置の届出)

第117条 前条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は同条第3項若しくは第4項の規定による命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく改善等の措置をとったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

いと認めるときは、飲食店営業等を営む者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法若しくは当該飲食店営業等に係る施設の改善若しくは使用の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(新設)

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法若しくは当該飲食店営業等に係る施設の改善若しくは使用の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(新設)

(改善措置の届出)

第117条 前条第1項又は第2項の規定による改善勧告又は改善命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく改善の措置をとったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(利用者の責務)

第 118 条 飲食店営業等を利用する者は、深夜においては、その利用に伴い発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

第 119 条～第 128 条 略

第 129 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項、第 29 条、第 32 条第 2 項若しくは第 3 項、第 47 条第 2 項、第 48 条、第 51 条第 1 項、第 82 条第 2 項、第 100 条第 1 項、第 111 条第 2 項、第 116 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 121 条第 2 項の規定による命令に違反した者

2 略

(利用者の責務)

第 118 条 飲食店営業等を利用する者は、深夜においては、その利用に伴い発生する騒音により周辺的生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

第 119 条～第 128 条 略

第 129 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項、第 29 条、第 32 条第 2 項若しくは第 3 項、第 47 条第 2 項、第 48 条、第 51 条第 1 項、第 82 条第 2 項、第 100 条第 1 項、第 111 条第 2 項、第 116 条第 2 項又は第 121 条第 2 項の規定による命令に違反した者

2 略